

企画調整部

1 行政評価 7-1

(1) 目的

市役所は、市民満足度の向上を目指し、様々なサービスを行っている。そのため、市民がどの程度現状のサービスに満足しているかを認識することが必要である。また、経営資源（人・物・金・時間）も含めて結果を振り返り、施策や事業の改善や市民満足度の向上を図るための戦略立案を行う仕組みの確立も重要となる。

「総合計画の実現」、「住民起点での行政体質改善」、「透明性の高い行政運営の実現」を達成するための戦略立案の具体的な手法として、行政評価を導入している。

総合計画の実現

- ◆ 予算、人事、定数、計画、組織との連携。
- ◆ 施策ごとの成果を把握し、効果的に事業を実施する。

住民起点での行政体質改善

- ◆ 納税者が納得できるサービスを提供する。

透明性の高い行政運営の実現

- ◆ 市民へ、目指すべき方向・目的・手段などを説明し、行政への信頼度を高める。

(2) 概要

行政評価は、市役所が戦略的に人・物・金・時間といった資源を用いて施策や事業を実施した結果、効果的に目的を達成しているかを市民と共に評価して、現状と問題点を把握し、今後の施策や事務事業を考えていくための手段である。

- 《PLAN》 佐賀市のビジョンである総合計画の体系に沿った施策や事務事業の目的・目標を設定し、事業内容を企画・立案する。
- 《DO》 目標達成のために、予算と人を活用して効果的・効率的な事業を実施する。
- 《SEE》 取り組みの結果をきちんと把握したうえで、施策体系に沿った評価を行い、その結果を市民へ公表する。評価結果と市民からの意見を受け、次年度の計画・予算と事業実施に反映させる。

以上のような、「PLAN-DO-SEE」のマネジメントサイクルを市政経営の中に組み込み、目的・成果重視の市政経営を行い、市民満足度の向上を目指す。

(3) 行政評価の体系

① 事務事業評価

市役所が行っている事務事業について、「目的妥当性」、「有効性」、「効率性」、「公平性」の4つの視点から評価し、事業の見直しに活かしている。評価結果については公表し、市民からいただく意見をふまえて次の事業計画に活かし、市民と行政が一体となったまちづくりを目指す。

② 施策評価

“政策展開の基本方向”の現状把握やまちづくりの達成水準、さらに、市民生活の向上の度合いなどをより広い視点で確認するため、事務事業を包括する施策単位で成果目標の達成具合を確認・評価（施策評価）を行い、「佐賀市総合計画」の確実な推進を図る。

2 行政改革事業 7-1

(1) 佐賀市行政経営推進プラン（平成 28 年度～）

第 1 次行政改革大綱（実施期間：平成 19～23 年度）及び第 2 次行政改革大綱（実施期間：平成 24～27 年度）の基本方針を継承しつつ、市を取り巻く環境の変化を踏まえ、「佐賀市行政経営推進プラン」を策定した。

① 取組指針

市民満足度を向上させ、市の魅力を高め発展させていくためには、職員一人ひとりが、常に市民の視点に立った行政経営を進めることが重要であり、このような考え方のもと、『効率を上げる改革』と『増やす改革』という 2 つの改革を基本方針とし、以下の 4 つの改革の柱と 13 の推進項目に体系化している。

改革の柱	推進項目
〔1〕 組織力の強化	① 能力や意識の高い人材の育成
	② 働き方の見直し
	③ 定員管理と効率的な配置
	④ 組織、機構の再編、整備
〔2〕 サービスの質の向上	⑤ 市民ニーズを踏まえた行政サービスの提供
	⑥ 民間活力の有効活用
	⑦ ICT利活用の促進
〔3〕 健全財政の堅持	⑧ 業務の効率化等の推進
	⑨ 持続可能な財政運営のための仕組みと運用
	⑩ 歳入の確保
	⑪ 施設の有効活用
〔4〕 地域力の向上	⑫ 市民との協働と市民参画
	⑬ 積極的な情報発信と市民ニーズの把握

② 実施計画

4 つの改革の柱と 13 の推進項目に沿った具体的な取組を、28 項目の実施計画として掲げている。実施計画の内容については毎年度見直しを行い、計画の修正や追加、削除を行う。

(2) 佐賀市行政経営推進プラン平成 28 年度取組状況概要

〔1〕 組織力の強化

平成 28 年 4 月 1 日に支所再編を実施し、各部署の機能や業務量に応じた適正な人員配置を行った。また、ワーク・ライフ・バランスの推進のために、特定事業主行動計画の目標である年次有給休暇の取得促進や超過勤務の縮減の取組を実施した。

- ◆職員数：1,814 人（H27）⇒1,781 人（H28）
- ◆職員一人当たりの年次休暇取得日数割合：61%（H27）⇒62%（H28）

〔2〕サービスの質の向上

福祉に関する総合相談体制を構築するため、多機関協働による相談支援包括化推進事業（国のモデル事業）の実施や本庁舎1階執務室にユニバーサルプランを導入した。また、マイナンバー普及によるサービス拡大を目的として、各種周知広報を実施、あわせて職員向け時間外申請の受付を実施した。

- ◆マイナンバーカード交付率：2.1%（H27）⇒7.4%（H28）
- ◆コンビニでの証明書等交付割合：0.1%（H27）⇒1.78%（H28）

〔3〕健全財政の堅持

市ホームページ、公用封筒、公用車など各種広告媒体を活用し、広告事業を実施した。また、公共施設等にかかる、将来的な財政負担の軽減・平準化及び最適配置を目指すことを目的として、「佐賀市公共施設等総合管理計画」を策定し、市が保有する公共施設等の管理に関する基本方針として、「建築系施設の総床面積の10%程度縮減（総量の最適化）」及び、「予防保全的改修による施設寿命の20年程度延伸（長寿命化）」を盛り込んだ。

- ◆広告媒体数：20件（H27）⇒22件（H28）
- ◆広告収入、歳出削減額：3,448万円（H27）⇒3,687万円（H28）

〔4〕地域力の向上

まちづくり協議会設立準備段階校区への事務的支援並びに取組未実施校区に対する積極的な声かけ及び説明会等の開催を実施した。また、審議会等への女性委員の参画促進のため、担当課への女性委員の積極的な登用を依頼し、目標数値42%に満たない場合は事前協議を実施した。さらに、公募委員への女性の積極的な参画を呼びかけた。

- ◆校区まちづくり協議会の設立数：21校区（H27）⇒24校区（H28）／32校区
- ◆女性の審議会等への参画率：40.3%（H25）⇒43.4%（H28）

3 生活バス路線の確保 2-5

市内の交通体系は、人口減少、少子高齢化、環境問題等の社会の変化や山間部の交通空白地に対応した取組が求められる。

平成 24 年 3 月に策定した「佐賀市公共交通ビジョン」に基づき、行政や交通事業者、市民及び利用者等が協調して、多様な形態を検討するとともに、佐賀市が目指すコンパクトなまちづくりを考慮した利便性・効率性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。

事業名	内容	平成 28 年度実績	
		系統数又は 路線数	乗客数 (千人)
生活交通路線維持費協調補助	生活に必要な交通手段を確保し、市民福祉の向上を図るため、国及び県補助の対象路線を運行する交通局に対し、補助金受領後の欠損補助を行う。	11 系統	2,805 (市営バス全体)
赤字路線バス運行委託	地域における生活路線の確保の観点から、交通局の赤字幅の大きい 8 路線を市が交通政策として運行する。	8 路線	
廃止路線代替バス運行費補助	富士町において地域住民の生活に必要なバス路線を維持するため、廃止路線を運行するバス事業者に対し、欠損補助を行う。	9 系統	38
都市間バス路線等運行費補助	広域生活圏の機能保持及び市民の移動手段の確保を図るため、都市間バス路線等を運行するバス事業者に対し、関係自治体と協調して欠損補助を行う。	9 路線	967
松梅地区デマンドタクシー運行費補助	大和町松梅地区において、バス路線の廃止に伴う交通空白地域の移動手段を確保するため、デマンドタクシーを運行するタクシー事業者に対し、欠損補助を行う。	1 路線	11
コミュニティバス運行事業	富士地区及び三瀬地区において、高齢者や児童等の移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行する。	12 系統	10

4 男女共同参画 6-4

(1) 佐賀市男女共同参画を推進する条例

佐賀市における男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女一人ひとりが互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、平成 20 年 4 月 1 日に「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を施行。前文と 6 章（全 21 条）から成り、「市」「市民」「事業者」「自治組織等」「教育に携わる者」それぞれの責務と市の基本的施策を定め、積極的に推進していくこととしている。

(2) 第三次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ 21

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」に定める基本計画として、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため「第三次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ 21」を策定。「男女共同参画社会の実現」をめざし、次の 5 つの基本方向を掲げて具体的な推進を図っている。

基本方向 I	人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
基本方向 II	男女がお互いを認め合う社会づくり
基本方向 III	あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり
基本方向 IV	男女が共に働きやすい環境づくり
基本方向 V	ドメスティック・バイオレンス（DV）のない社会づくり

(3) 男女共同参画社会推進への啓発事業

① パートナーデー推進事業

男女共同参画を身近に感じ理解してもらうために、4 月 14 日を家庭、職場、学校、地域などで日頃お世話になっている人に感謝の気持ちを伝える日“パートナーデー”として発信している。また、市民へ浸透させるため、メッセージカードを作成、市の公共施設に設置し、当日は、街頭配布を行っている。

② 女・男フォーラム等の開催

一般市民の方を対象に男女共同参画に対する理解を深めるため、女・男フォーラムを開催し、記念講演等を実施している。その他大学や公民館等において男女共同参画講座を行っている。

③ 情報の発信

市民向けには、男女共同参画に関する情報や啓発記事を掲載した情報誌「ぱすぽーと」を年 2 回発行するとともにホームページに掲載している。庁内向けには、「男女共同参画課の窓から」を配信し、市職員の意識啓発を行っている。

(4) 男女共同参画に関する調査・促進事業

① 佐賀市男女共同参画審議会

条例に基づき、市民及び学識経験者等の 15 名以内で構成する「佐賀市男女共同参画審

議会」を設置しており、男女共同参画推進のための調査や審議を行っている。

② 男女共同参画に関する調査

男女共同参画社会形成の進捗把握の指標として「各種審議会等における女性の参画状況調査」を行っている。また、計画に沿った各課事業の進捗状況について毎年調査を実施している。

【法令に基づく各種審議会・委員会等における女性委員の参画率の推移（％）】

年 度	24	25	26	27	28
参 画 率	39.2	40.3	42.8	43.6	43.4

③ 女性人材リストの拡充と活用

各分野にわたって専門的な知識や技術を有する女性や市政に関心を持つ女性を登録する人材リストを作成し、各種審議会等への委員推薦や公募委員の募集、セミナー講師派遣に活用している。（自薦・他薦 随時受付）

④ 意識調査の実施

市民の現状や意識を反映した男女共同参画施策展開を行うため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施している。また、職員の男女共同参画意識を把握するため、「男女共同参画に関する佐賀市職員意識調査」を実施している。

⑤ 相談窓口の設置

市が行う施策のうち、男女共同参画の推進を阻害すると思われるものに対する意見や、性別による差別扱いを受けたことに対する相談等を受ける窓口を設けている。

(5) ワーク・ライフ・バランス推進事業

市内事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性の理解から具体的なアクションプランの作成、取組の成果発表に至るまで、各事業所の課題等に応じたコンサルティングや研修会等を行っている。

(6) 出会い創出・応援事業

佐賀市内で就労、または佐賀市内在住で佐賀市外で就労しており、結婚を希望しているが出会いの機会が少ない独身男女に対しイベントを開催し、若い世代の出会いの場を創出し、あわせて、男女共同参画意識の啓発及び異業種交流を図っている。

5 電子自治体の推進 7-1

以前にも増して情報通信技術（ICT^{※1}）が身近なものとなり、新たな技術や製品、サービスが次々に登場し、短時間で爆発的に普及するなど、市民生活や企業活動を含む社会全体が、その影響を色濃く受け続けている。

こうした流れは、行政サービスのあり方にも大きな変革を迫るものであり、市民の利便性向上のためにICTを積極的かつ効果的に活用するとともに、既存の業務プロセスを見直して、迅速で正確かつ透明性の高いサービスの提供を図っていくなど、実効性のある電子自治体の構築が望まれている。

一方で、コンピューターウイルスの感染や情報漏えい事故など、情報資産に対する脅威は極めて大きく、特に昨今では、特定の組織を狙った標的型攻撃が拡大している。万一、個人情報の流出等の情報セキュリティ事故があった場合には、市政に対する市民の信頼を著しく損ねる重大な事態となる。マイナンバーによる情報連携の本格運用が平成29年11月から開始されることなどもあり、情報資産を守り抜くための十分な対策が必要である。

このような社会状況を踏まえ、本市は、一層の市民サービス向上と行政経営の簡素化・効率化を目指して、電子自治体の推進を図るものである。

(1) 国・県の動向

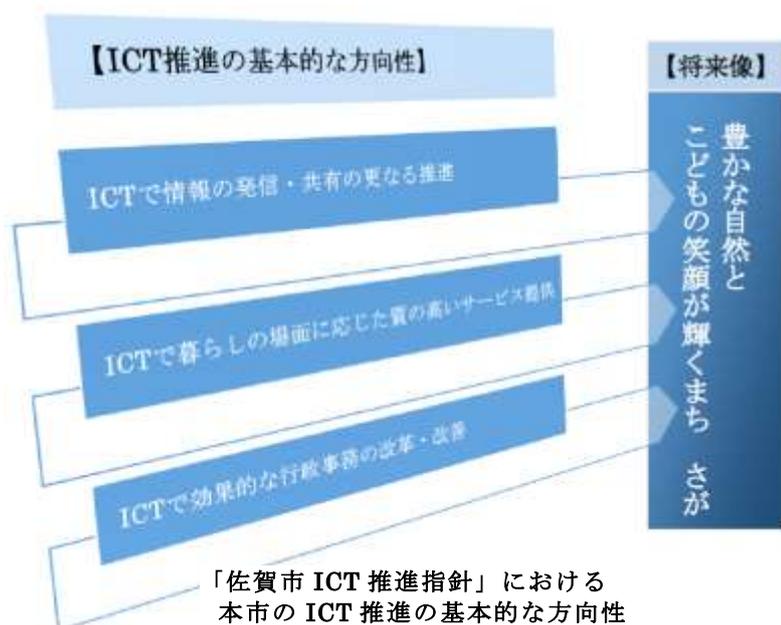
国が定めた「世界最先端IT国家創造宣言」では、今後4年程度の期間（2020年まで）に、世界最高水準のICT利活用社会を実現して、その成果を国際展開することを目標とし、必要な取組を定めて推進することとしている。

また、佐賀県では、「佐賀県ICT利活用推進計画」を策定し、様々な政策課題の有効な解決ツールとなり得るICTの利活用を促進するための基本的な考え方を示し、具体的な推進項目と取組工程を明らかにしている。

(2) 佐賀市のICT施策の方向性

国・県の政策や本市の「第2次佐賀市総合計画」との整合性を図りつつ、ICTをツールとして有効活用しながら、明確な目標を持って“まちづくり”を進めるため、本市は、平成27年度以降のICT関連施策の基本的な方向性を示す「佐賀市ICT推進指針」を策定した。

これに基づき、「選択と集中」による事業の重点化を図りながら、継続してICTの推進に取り組んでいく。



※1 ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technologyの略。情報処理及び情報通信に関する技術の総称であるが、これを利用した機器やサービスを指すこともある。

これとは別に、IT（Information Technology；情報技術）という言葉も使われるが、ICTでは特にコミュニケーションの重要性が加味されている。

6 電算自己処理業務一覧 7-1

(1) 基幹システム業務

課名	電算処理業務	開始年月
市民生活課	住民基本台帳管理	平成2年4月
保険年金課	国民健康保険（資格・賦課・収納・滞納・給付）	平成2年4月
	国民年金	
	福祉年金	
	後期高齢者医療	平成19年12月
市民税課	市県民税（特徴・普徴・年特）	平成2年4月
	軽自動車税	
	法人市民税	
	税証明	
納税課	税収納（普徴・特徴・固定・軽自・年特・たばこ・入湯）	平成2年4月
	税収納（法人）	平成6年4月
資産税課	固定資産税（土地・家屋・償却）	平成3年4月
	都市計画税	
障がい福祉課	障がい医療	平成2年4月
福祉総務課	ひとり親医療	平成4年4月
	乳幼児医療	
	児童手当	
	こども手当	平成22年4月
	臨時給付金	平成26年5月
高齢福祉課	高齢者福祉	平成7年1月
建築住宅課	市営住宅使用料	平成2年4月
上下水道局	下水道受益者負担金	平成3年4月
選挙管理委員会	選挙人名簿	平成2年4月
	国民投票	平成22年5月
農業委員会	農政管理	平成7年4月
農業振興課	農政管理	平成7年4月
保育幼稚園課	保育料	平成23年4月
各課共通	口座	平成2年4月
	住民登録外	
	送付先	
道路管理課	道路占用	平成24年3月
河川砂防課	河川占用	平成24年3月
協働推進課	市民活動応援制度	平成25年6月

(2) その他個別システム業務

開始年月	所 管 部 署 名	電 算 処 理 業 務
平成 7 年 1 月	生活福祉課	生活保護システム
平成 7 年 10 月	建設部	土木積算システム
平成 8 年 5 月	建築指導課	建築確認支援システム
平成 8 年 6 月	図書館	図書館情報システム
平成 8 年 8 月	消防防災課	水防災情報システム
		消防団管理システム
平成 9 年 4 月	情報課	財務会計システム
平成 10 年 5 月	保険年金課	国保高額医療費支給システム
平成 10 年 10 月	資産税課	家屋評価システム
平成 12 月 4 月	高齢福祉課	介護保険事務処理システム
平成 12 月 4 月	教育総務課	公立学校施設台帳管理システム
平成 13 年 7 月	選挙管理委員会	期日前・不在者投票システム
平成 13 年 9 月	人事課	人事給与システム
平成 13 年 10 月	市民生活課	戸籍情報システム
平成 14 年 4 月	工業振興課	企業情報検索システム
平成 14 年 4 月	森林整備課	森林施業計画システム
平成 14 年 4 月	森林整備課	造林補助金集計システム
平成 14 年 4 月	協働推進課	佐賀市民活動センターホームページ
平成 14 年 4 月	福祉総務課	保健福祉医療総合情報システム
平成 14 年 7 月	富士大和温泉病院	病院総合情報システム
平成 14 年 8 月	市民生活課	住民基本台帳ネットワークシステム
平成 14 年 9 月	秘書課	電子看板システム
平成 16 年 2 月	納税課・保険年金課	滞納整理支援システム
平成 16 年 4 月	行政経営課	行政評価システム
平成 16 年 4 月	情報課	市有施設予約システム
平成 16 年 10 月	秘書課	動画配信システム
平成 16 年 10 月	建築住宅課	CADシステム
平成 16 年 12 月	循環型社会推進課	エコプラザホームページ
平成 17 年 3 月	市民生活課	自動交付機
平成 17 年 4 月	学事課	校務支援システム
平成 17 年 7 月	保険年金課	国保情報データベースシステム
平成 17 年 9 月	南部建設事務所	地籍調査事務支援システム
平成 17 年 10 月	消防防災課	緊急通報システム
平成 17 年 10 月	建築住宅課	公営住宅管理システム
平成 18 年 2 月	環境政策課	畜犬管理システム
平成 18 年 4 月	総務法制課	例規執務サポートシステム
		会議録検索システム
		現行法令Webシステム
平成 18 年 4 月	契約監理課	電子入札システム
平成 18 年 4 月	情報課	ホームページ管理システム
平成 18 年 4 月	上下水道局	下水道受益者分担金管理システム
平成 18 年 4 月	久保田支所	下水道使用料システム

開始年月	所 管 部 署 名	電 算 処 理 業 務
平成 18 年 6 月	建築指導課	建築行政情報管理システム
平成 18 年 6 月	障がい福祉課	障害程度区分訪問調査支援システム
平成 18 年 9 月	学校教育課	学校図書館情報ネットワークシステム
平成 19 年 4 月	情報課	統合 G I S (地理情報システム)
平成 19 年 4 月	富士大和温泉病院	健康管理システム
平成 19 年 8 月	富士大和温泉病院	薬品在庫管理システム
平成 19 年 9 月	市民税課	課税資料原票管理システム
平成 19 年 9 月	保険年金課	後期高齢者医療広域連合電算処理システム
平成 20 年 3 月	富士大和温泉病院	財務会計システム
平成 20 年 4 月	森林整備課	森林土木積算システム
平成 20 年 8 月	資産税課	固定資産評価システム
平成 20 年 4 月	保険年金課	特定健診等データ管理システム
平成 20 年 8 月	農業振興課	水田情報管理システム
平成 20 年 9 月	議会事務局	会議録作成支援システム
平成 20 年 9 月	こども家庭課	放課後児童クラブシステム
平成 20 年 10 月	保険年金課・健康づくり課	健診保健指導システム
平成 20 年 11 月	市民税課	e L T A X
平成 21 年 1 月	上下水道局	設計積算 C A D システム
平成 21 年 3 月	総務法制課	統計調査支援システム
平成 21 年 3 月	福祉総務課	地域福祉支援システム
平成 21 年 3 月	学事課	学齢簿・就学援助システム
平成 21 年 6 月	学事課	教職員用コンピュータシステム
平成 21 年 6 月	学事課	学校情報携帯メール配信システム
平成 21 年 10 月	保険年金課	退職者振替支援システム
平成 22 年 4 月	都市政策課外 26 課	公共工事設計積算システム
平成 22 年 4 月	道路管理課	道路台帳管理システム
平成 22 年 4 月	文化振興課	地域資源データベース
平成 22 年 4 月	上下水道局	浄化槽使用料システム
平成 22 年 7 月	学事課	給食費管理システム
平成 23 年 4 月	生活福祉課	生活保護等版レセプト管理システム
平成 24 年 3 月	消防防災課	被災者支援システム
平成 24 年 3 月	健康づくり課	栄養指導管理システム
平成 24 年 10 月	学事課	校納金徴収システム
平成 24 年 11 月	健康づくり課	メンタルヘルスチェックシステム
平成 25 年 3 月	緑化推進課	公園施設管理システム
平成 25 年 6 月	消防防災課	防災総合システム
平成 26 年 1 月	市民税課	市民税額シミュレーションシステム
平成 26 年 6 月	議会事務局	佐賀市議会ホームページ
平成 26 年 10 月	財政課	財務会計システム (新システム)
平成 26 年 12 月	森林整備課	森林 G I S
平成 27 年 4 月	総務法制課	電子文書管理システム
平成 27 年 10 月	保育幼稚園課	保育所栄養計算ソフト
平成 27 年 10 月	資産税課	家屋評価調書検索システム

開始年月	所 管 部 署 名	電 算 処 理 業 務
平成 27 年 10 月	福祉総務課	保健福祉総合システム
平成 27 年 11 月	秘書課	ふるさと納税管理システム
平成 28 年 1 月	市民生活課	コンビニエンスストア証明書発行システム
平成 28 年 10 月	情報課	統合宛名システム
平成 28 年 12 月	農業振興課	有害鳥獣捕獲管理システム
平成 29 年 4 月	都市政策課	国土調査成果管理システム

※ 同一システムについて、部署によって導入年が異なるものは、最初の開始年月で掲載しています。

※ 所管部署名は、平成 29 年 4 月 1 日現在の部署名を記載しています。

7 世界遺産活用推進事業 5-6

佐賀市の「三重津海軍所跡」を構成資産に含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が平成 27 年 7 月に世界遺産一覧表に記載された。

この「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」は、幕末から明治期における日本の急速な近代化の原動力となった産業遺産および近代化遺産で構成されており、8 県 11 市に分布する 23 資産が 1 つの群として価値を有している。そして、「三重津海軍所跡」は、幕末期の造船分野における試行錯誤の実験段階の取り組みを具体的に証言するものとして、その構成資産になっている。

平成 26 年 12 月には、佐野常民記念館 3 階に「三重津海軍所跡インフォメーションコーナー」を整備、さらに平成 27 年 4 月からは佐賀県により整備された「三重津タイムクルーズ」を運用し、三重津海軍所跡の資産概要や価値をわかりやすく伝達する取り組みを展開している。

また、本市では、世界遺産登録の目的である資産の管理保全及び次世代への継承を実現するため、構成資産の所在する 8 県 11 市で構成する「『明治日本の産業革命遺産』世界遺産協議会」に加盟し、構成自治体や国（内閣官房）と連携を図りながら、世界遺産の保存・整備・活用のための事業を行うとともに、世界遺産一覧表記載決議時に付議された勧告に対応するための事業を実施している。特に、平成 28 年 2 月からは、世界遺産と史跡の保全措置や整備活用の方向性を一体的に示した「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画」の策定を進めており、計画策定後は、計画に基づき、資産の保全や価値の伝達のため、調査・研究を継続しながら、整備及び資産の適正な保存管理を行っていく。

平成 29 年 4 月からは、早期のガイダンス施設の充実を目指し、基本計画の策定を行うとともに、史跡指定地内にある駐車場の移転にも着手している。

世界遺産の保存・整備・活用にあたっては、その歴史遺産に対する市民の保存・継承への理解と継続的な保全活動への参加が不可欠である。そのため、市民団体や企業等との協働体制のもと、広報活動や講演並びにイベントの開催などによる情報提供・交換を行い、普及・啓発を目的としたパンフレットや子ども向け学習教材の提供などにより、市民の理解増進を図っている。また、遺構の多くが地下に保存されている三重津海軍所跡では、来訪者に正しく歴史や価値を伝えるにあたっては、ガイドの存在が必要不可欠であるため、定期的なガイド研修会を開催し、その内容の充実を図っている。